

二次仮置場の設置・運用マニュアル

1. 仮置場の分類

仮置場とは、災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される場所である。なお、仮置場に自力搬入できない住民のために市町が被災地区内等に集積所を設けることがあるが、通常のごみステーションや住宅地内の小規模公園等を収集所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招くおそれが高いことから避けることが望ましい。

集積所を設置する場合には、適正に管理するための人員を確保した上で、廃棄物を早期に搬出し、仮置場に搬入するための収集・運搬体制を構築しておくことが求められる。

表 1.1-1 仮置場の種類と特徴

名称	特徴
集積所・ 住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none">被災した住民が片付けごみ（壊れた家具や家電等）を集積する場所発災後すぐに被災地区に近い公有地等に設置する場合があります、設置期間も数週間程度までと短期間とする場合が多い
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物を、被災市町内において一時的に集積する場所であり、市町が設置する。処理前に、災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所（簡易な破碎を行う場合もある）
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所であり、県が設置する仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所大規模で設置数は少なく、長期間運営される場合が多い

出典：仮置場に関する検討結果（災害廃棄物対策東北ブロック協議会平成31年3月）を基に作成

2. 二次仮置場の機能【技 18-1】

【機能】

処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、更に破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。

【設置場所】

中間処理のための設備を設置することから、一次仮置場と比較すると広い場所が必要となり、運動公園、港湾、工業用地、公有地等で、数ヘクタールの面積を確保できる場所に設ける。



図 1.2-1 破碎・細選別施設(巨理処理区)



図 1.2-2 仮設焼却施設(巨理処理区)

■仮置場に関する技術資料

- ・【技 2-1-4】 阪神・淡路大震災における仮置場の設置状況
- ・【技 2-2-4】 東日本大震災における仮置場の設置状況
- ・【技 2-3-3】 平成 28 年熊本地震における仮置場の設置状況
- ・【技 18-2】 仮置場の必要面積の算定方法
- ・【技 18-3】 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
- ・【技 18-4】 仮置場の運用に当たっての留意事項
- ・【技 18-5】 環境対策、モニタリング、火災防止策
- ・【技 18-6】 仮置場の復旧

3. 仮置場の設置

□ 3.1 仮置場の設置フロー・候補地選定・決定

仮置場の設置フロー、候補地の選定、仮置場の決定については、No.2 住民用集積所・一仮置場の設置・運用マニュアルを参照する。

□ 3.2 二次仮置場レイアウトの検討【技 18-3】

二次仮置場の設置・管理・運営は、民間事業者へ発注されることが多い。発注に当たっては、災害廃棄物処理を効率的に行うことができるよう敷地の広さ、形状に適した配置とする。また、災害廃棄物の保管期間や処理期間を考慮し、周辺環境への影響を低減するように検討、計画する必要がある。なお、処理施設の規模は、災害廃棄物量の推計値が変動することを踏まえ、一定期間経過後に見直すことを前提として発注することを検討しておくことが望まれる。

【二次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント】

<受入品・選別品保管ヤード>

- ・受入品保管ヤードの面積は、祝祭日の搬入停止や、重機等による粗分別を行う前処理期間等を考慮して設定
- ・敷地内の土壌汚染を防ぐため、保管ヤード下部のシート設置、アスファルト舗装等を実施・選別品保管ヤードは、品目ごとに設け、搬出量とのバランスを考慮して設置

<処理施設ヤード>

- ・場内運搬を少なくするため、処理施設（破碎・選別、手選別、焼却）は、処理の流れに従って配置
- ・焼却炉は周辺環境への影響が少ない場所を選定して設置
- ・焼却炉の近辺には、可燃物の保管ヤード、焼却灰の保管ヤード等を隣接して配置
- ・冬期の風雪への対策として、手選別ラインを仮設ハウスや大型テント内に設置
- ・敷地内の土壌汚染を防ぐため、処理ヤード下部のシート設置、アスファルト舗装等を実施

<管理ヤード>

- ・事務所棟、駐車場、計量設備等は出入口近辺に集約して配置
- ・計量設備は、運行計画等を基に必要台数を設置
- ・計量設備の手前に滞留スペースを設け、通行車両と計量車両との動線を分離
- ・場内出口付近に、タイヤ洗浄設備を設置

・ No.2 仮置場の設置・撤去手続マニュアル ・

<その他ヤード>

- ・ 主要な場内道路は一方通行として計画。また、車線数は2車線とし、荷下ろし中の車両がいても通行できる幅員を確保
- ・ 仮置場への入退場車両による出入口前面道路の渋滞を防止するため、左折入場となるよう運搬経路を計画（転回路を設けた事例もある）
- ・ 住居が仮置場に近接する場合は、防音設備を設置
- ・ 粉じんの飛散や泥の引きずりを防ぐため、主要な場内道路はアスファルトで舗装
- ・ 散水車による定期的な散水を実施
- ・ 廃棄物の飛散を防止するため、外周部に仮囲いや飛散防止ネットを配置して飛散を防止
- ・ 保管ヤードや処理ヤードの降雨水がそのまま周囲に流出しないよう側溝を設けるとともに、必要に応じて流末に水処理施設を設置
- ・ 地盤沈下箇所については、嵩上げや地盤改良等を実施

